

資金の種類	資金使途	貸付対象	貸付限度額（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	高校・大学、高等専門学校又は専修学校等に就学させるために必要な資金（授業料等）	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額27,000円 ～183,000円 ※詳細は「別表1」参照	修学期間中	学校卒業後 6ヶ月	20年以内 （専修学校の一般課程は5年以内）	無利子
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金（入学金等）	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	64,300円 ～590,000円 ※詳細は「別表2」参照		学校卒業後 6ヶ月	20年以内 （専修学校の一般課程、修業施設は5年以内）	無利子
就職支度資金	就職する際に直接必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父、児童 ・父母のない児童 ・寡婦等 ※1	105,000円  自動車購入の場合 340,000円		1年	6年以内	無利子
修業資金 ※2	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額68,000円  自動車運転免許取得 460,000円	5年以内	修業期間終了後 1年以内	20年以内	無利子
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	月額68,000円 一括816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	5年以内	修業期間終了後 1年	20年以内	☆無利子
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	3,260,000円		1年	7年以内	☆無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	1,630,000円		6ヶ月	7年以内	☆無利子
医療介護資金	医療または介護（医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父または児童 ・寡婦等	医療・一般 ：340,000円 医療・特別 ：480,000円 介護：500,000円		医療介護を受ける期間満了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
生活資金	知識技能を習得している間の生活に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	技能習得期間中 月額141,000円	3年以内	技能習得後 6ヶ月	20年以内	☆無利子
	医療・介護を受ける間の生活に必要な資金		医療・介護期間中 月額108,000円	1年以内	医療・介護期間終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
	母子家庭または父子家庭になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間（生活安定期間）に必要な資金		生活安定期間中 月額108,000円 （2,592,000円を限度） 養育費取得 1,296,000円※3		貸付終了後 6ヶ月	8年以内	☆無利子
	失業期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金		失業期間中 （失業後1年以内） 月額108,000円	1年以内	貸付終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
結婚資金	児童または扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	310,000円		6ヶ月	5年以内	☆無利子
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築または増築するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	新增築：1,500,000円		6ヶ月	6年以内	☆無利子
			特 別：2,000,000円		6ヶ月	7年以内	☆無利子
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	260,000円		6ヶ月	3年以内	☆無利子

※1 寡婦等とは、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません。）をいいます。

※2 自動車運転免許取得については直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職内定を受けた児童に限ります。

※3 養育費取得（生活資金）については生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用等が対象です。

☆修学資金、就学支度資金、就職支度資金（児童に関わるものに限る）、修業資金に関しては無利子ですが、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子（1%）です。

資金名 資金用途	学校等種別		通学区分	貸付限度額(月額・円)		貸付 期間	据置 期間	利子	違約金				
【別表1】  修学資金  児童又は寡婦が 扶養している子 が、高校・大学等 の修学において 必要となる授業 料・教科書代・通 学費等に充てる 資金 (大学等・大学院 については、生 活費・課外活動 費等を含む)	高等学校 専修学校 (高等課程)	国 公 立	自宅通学	27,000		その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %				
			自宅外通学	34,500									
		私 立	自宅通学	45,000									
			自宅外通学	52,500									
	高等専門学校	国 公 立		1・2・3年	4・5年					その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %
			自宅通学	31,500	67,500								
			自宅外通学	33,750	76,500								
		私 立	自宅通学	48,000	98,500								
			自宅外通学	52,500	115,000								
	専修学校 (専門課程)	国 公 立	自宅通学	67,500						その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %
			自宅外通学	78,000									
		私 立	自宅通学	89,000									
			自宅外通学	126,500									
	短期大学	国 公 立	自宅通学	67,500						その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %
			自宅外通学	96,500									
		私 立	自宅通学	93,500									
			自宅外通学	131,000									
	大学	国 公 立	自宅通学	71,000						その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %
			自宅外通学	108,500									
私 立		自宅通学	108,500										
		自宅外通学	146,000										
大学院	修士課程		132,000		その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %					
	博士課程		183,000										
専修学校(一般課程)			52,500		その 学校 の 定 め る 最 短 修 業 年 限 を 貸 付 期 間 と す る	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %					
【別表2】  就学支度 資金	高校・大学等への入学に際し必要となる被服 の購入や入学金等に充てる資金 (大学等・大学院については、受験料を含む) ◎小学校・中学校については、満15歳に達 した学年終了後6カ月		小学校	64,300		◎	卒 業 後 6 ヶ 月	無 利 子	延 滞 元 利 金 額 に つ き 年 3 %				
			中学校	81,000									
			高校・専修(高等課程)・高専										
			【国公立】 (自宅通学)150,000 (自宅外通学)160,000										
			【私立】 (自宅通学)410,000 (自宅外通学)420,000										
			大学・短大・専修(専門課程)										
			【国公立】 (自宅通学)410,000 (自宅外通学)420,000										
			【私立】 (自宅通学)580,000 (自宅外通学)590,000										
			大学院										
			【国公立】 380,000 【私立】 590,000										
			修業施設(中卒)150,000 (自宅外通学)160,000										
修業施設(高卒)272,000 (自宅外通学)282,000													
専修(一般課程) (自宅通学)150,000 (自宅外通学)160,000													

・「別表1」「別表2」に記載の金額は「限度額」です。貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認のうえで、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。